

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	600	9,344
	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	0	0
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0	0
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	15	123
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	52	426
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	533	8,795
	所得割額の納付を要しない者	-	12	121
	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0	0
	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0	0
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	0	0
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	2	11
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	10	110
	課税免除	-	1,389	
⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,373		
⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	-	16		
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	1	4
	⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
	⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	1	4
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	0	0
	所得割額の納付を要しない者	-	0	0
	⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉑ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
	課税免除	-	6	
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	-	6		
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	165	1,189
	㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
	㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	7	29
	㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	33	135
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	125	1,025
	所得割額の納付を要しない者	-	6	30
	㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	5	27
	課税免除	-	1,071	
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,057		
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの	-	14		
第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	40	135
	㊲ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0
	㊳ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0
	㊴ 法附則32条第1項に該当するもの	-	15	
	㊵ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0	
	㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3
	㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	24	132
① ~ ㊸ の 合 計		-	3,290	10,823